

## 大津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、大津市長から財務監査（定期監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和2年7月3日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	重	森	昭彦
同	山	本	久子
同	津	田	穂積

### 1 適正な補助金事務の執行について

- (1) 監査執行対象機関名 総務部管財課
- (2) 監査執行日 令和元年11月8日
- (3) 監査の結果

地区住民の福祉の増進に寄与することを目的として、財産区が存する区域の自治連合会、自治会等に対し、運営費の一部を補助されているが、平成30年度に実施された7件の補助事業に係る実績報告書の全てについて添付すべき領収書等の写しの全部又は一部が添付されておらず、また、出納閉鎖後に交付確定の手續をされているものが複数あった。また、定期監査を執行した時点において、平成30年度の補助金の額が確定した旨の補助事業者への通知が行われていないものが複数あった。

当該補助金については、実績報告書の証憑書類<sup>ひょう</sup>の取扱いなどをあらかじめ補助事業者へ文書や手引きで周知していたが、内容に一部誤りがあり、また、当該補助金に係る審査も不適正であったことから、大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）等の規定を遵守して適正な事務の執行に努められたい。

- (4) 措置状況報告日 令和2年6月9日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

領収書等の添付資料の不足については、実績報告書等の書類審査の際に、財産区補助金交付申請の手引きに記載された補助金ごとに、チェックシートを作成し審査するとともに、証憑書類の確認を複数人で行うことを徹底します。

また、交付確定手續について、確実に年度内に完了するため、交付決定や額の確定等の事務手續がどの段階にあるのか、係員全員が把握できるよう補助事業者ごとにチェックシートを作成し、進捗管理を徹底します。

補助事業者に対しては、適正な事務を行えるよう交付申請書の作成前に手引きを配布し、また、交付決定通知書の交付の際に、留意すべき事項や補助対象経費等を具体的に示すことにより、適正な補助金交付事務が行えるよう取り組みます。

なお、手引きについても、大津市補助金等交付規則等に照らし、不適切な内容がないか随時点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

### 2 行政財産使用料徴収事務の適正な執行について

- (1) 監査執行対象機関名 建設部道路建設課
- (2) 監査執行日 令和元年12月17日
- (3) 監査の結果

行政財産の使用を許可した場合、大津市行政財産使用料条例（昭和46年条例第1号）に基づき、使用料を徴収している。

使用料の額の算定において、同条例の規定の適用を誤り、また、その適用の確認が不十分であったことから、使用料の過大徴収又は過少徴収となっている事案があった。

については、同条例の規定を適切に適用し、その徴収事務の処理方法について改善を図られたい。

- (4) 措置状況報告日 令和2年6月9日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

今般の指摘を受けて、道路建設課が調査対象ではありましたが、当該指摘事項は道路建設課のみならず全庁的事項であるため、行政財産を総括及び調整する所管課（管財課）が全庁的に調査したところです。

調査の結果、時効適用を踏まえ、平成27年度から令和元年度までの5年間の案件においては、早期に還付又は追加徴収を行います。

また、再発防止のため、分かりやすいマニュアルを作成し、必要に応じて研修を実施するなど、適正な事務の執行に努めます。

### 3 補助金交付事務全般における適正な事務の執行について

- (1) 監査執行対象機関名 福祉子ども部福祉政策課

(2) 監査執行日 令和2年1月17日

(3) 監査の結果

各種団体に対し交付している補助金に係る事務の全般において、交付の根拠となる交付基準の規定の不備、補助金交付申請書等の記載事項の不備の見落とし、領収書等の写しを始めとする添付書類の不足など、不適正な事務が散見された。これは、事務処理及び決裁手続における書類の審査、確認が不十分であったからであると考えられる。

このことから、所管する補助金に係る交付の根拠となる交付基準の内容等を再度確認の上、大津市補助金等交付規則等の規定を遵守し、補助金の交付に係る事務を適正に執行するとともに、大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第9号）の規定に従い、決裁事務の組織的な運営に努められたい。

(4) 措置状況報告日 令和2年6月9日

(5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

指摘のあった補助金については、交付基準に「市長がやむを得ない事情があると認めるときは、補助事業に着手した後に補助金交付申請を行うことができる」という遡及条項のほか、定めのない変更承認申請書及び変更承認決定通知書の様式を追加しました。また、交付決定通知書の様式に記載されている交付条件に、実績報告書の提出期限を明記し、令和2年4月1日から適用しました。

領収書等の写しを始めとする添付書類の不足については、監査終了後、必要な書類を確実に添付するよう各交付団体へ速やかに周知徹底を行いました。

今後は、所管する補助金の交付基準の内容、また、大津市補助金等交付規則等を遵守するとともに、複数の職員で添付資料を入念に確認することにより、補助事業の適正な執行に努めます。